

生活保護世帯などの学生の皆さんに対して、「入学料」を全額免除する措置を実施します。

ただし、予算の範囲を超えた場合、措置できないこともあります。

○ 対象者

学部、大学院または認定看護師の平成 30 年度入学試験(平成 29 年度出願)から対象とし、次のいずれかに該当する者

- (1) 入学者と生計を一にする者が、免除を受けようとする入学料の納期限前 1 年以内において、地震、風水害、火災その他の災害による著しい被害(家屋の半壊以上の被害、入学者の生計を負担している者の死亡、行方不明または傷病等をいう。)を受けた場合
- (2) 免除を受けようとする入学料の納期限前 1 年以内において、入学者の学費を主に負担している者に、死亡、生別、長期にわたる疾病、失業等の事情が生じた場合
- (3) 入学者と生計を一にする者が生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による扶助を受けている場合
- (4) 児童養護施設等の児童福祉施設入所者が進学する場合で、親族等からの扶養が期待できないと認められる場合
- (5) (1)から(4)に掲げる場合のほか、理事長が特に免除の必要があると認める場合

○ 入学料の額

区分	入学料(県外者)	入学料(県内者)
大学	520,000 円	282,000 円
大学院	520,000 円	282,000 円
認定看護師	121,600 円	121,600 円

○ 免除申請手続き

対象者は、指定する期間内に入学料免除申請書(様式第 1 号)及び必要書類を提出してください。

【必要書類】

- ・罹災証明書等((1)に該当する者に限る。)
- ・家庭調書(様式第 2 号)((2)に該当する者に限る。)
- ・生活保護受給証明書((3)に該当する者に限る。)
- ・施設からの意見書((4)に該当する者に限る。)
- ・その他理事長が必要とみとめる書類

※入学料免除申請書(様式第 1 号)及び家庭調書(様式第 2 号)は、ホームページからダウンロードできます。